

意見案第5号

地域医療構想に関する意見書

先月26日に開催された「地域医療構想に関するワーキンググループ」において、診療実績データ等による分析の結果として、診療実績が特に少ない、または、医療機能が類似し、かつ近接しているとされた公立・公的医療機関等が公表され、道内からは54の医療機関が対象となった。

公表された医療機関においては、地域で担うべき役割や医療機能別の病床数等に係る具体的対応方針が、他の医療機関の診療実績や将来の医療需要等を踏まえ、地域医療構想に沿ったものとなっているか再検証することが求められ、その結論を来年9月までに得ることとされている。

人口減少が進む中、地方創生に取り組む地域にとって、医療は欠くことのできない社会基盤であり、本道においては、地域医療構想のもとで、急性期機能の集約化や医療機関の再編・統合など、効率的な医療提供体制の構築を図るべく、地域の関係者が連携し、さまざまな議論を積み重ねている状況にある中、特定のデータ、全国一律の基準による分析によって、個別の医療機関に再編・統合の検討を求める方法は、地域の実情に対する配慮を欠き、地域の議論に停滞や混乱をもたらしかねない。

よって、国においては、今般の分析の趣旨や取り扱いについて十分に説明責任を果たすとともに、医療機関が再検証した内容については地域の意向として尊重し、結論を得る時期についても地域の実情を踏まえて柔軟に対応することを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

令和 年 月 日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
総務大臣
厚生労働大臣
規制改革担当大臣

} 各通

北海道議会議長 村田 憲 俊